

CREDIT OPINION

広島県

Hiroshima Prefecture

目次:

現行格付	1
主要財務指標	2
クレジットオピニオン	2
格付の根拠	2
格付を支える要因	2
格付を圧迫する要因	3
格付の見通し	3
将来の格上げにつながる要因	3
将来の格下げにつながる要因	3
格付に関する詳細な検討	3
ベースライン信用リスク評価	3
政府による特別な支援の可能性	5
ベースライン信用力評価スコアカードの結果	5
ムーディーズのサブ・ソプリング格付について	6
スコアカード	7

コンタクト:

東京	03.5408.4100
丹羽 由夏 VP-シニア・アナリスト yuka.tamba@moodys.com	03.5408.4216
岡本 賢治 VP-シニア・アナリスト kenji.okamoto@moodys.com	03.5408.4219
北山 慶 代表取締役 kei.kitayama@moodys.com	03.5408.4161

現行格付

広島県

長期 発行体格付(外貨建 Frgn.):	Aa3
長期 発行体格付(自国通貨建 JPY):	Aa3
長期 シニア無担保 普通債(自国通貨建 JPY):	Aa3
アウトルック:	安定的

主要財務指標

	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度
純直接/GDP(%)[1]	17.8	18.2	17.8	17.7	18.3
現金財政余剰(必要額)/総歳入(%)	-2.1	-0.6	1.2	2.2	-3.8
総経常財政収支/経常的歳入(%)	11.4	12.6	12.7	12.4	6.9
利払い費/経常的歳入(%)	5.1	5.0	5.0	5.0	4.7
失業率(%)[2]	3.7	3.4	3.4	3.5	4.4
人口(千人)	2,871	2,867	2,864	2,859	2,856
[1]2008-2009のGDPは弊社見込み値					
[2]広島県					

クレジットオピニオン

格付の根拠

2011年8月24日、ムーディーズは、日本国債の格付をAa3に引き下げ、見通しを安定的とした決定に続き、広島県の格付をAa3、見通しを安定的とした。

この格下げは、日本政府と地方自治体の強い結び付きにより、両者の格付は同水準であるというムーディーズの見方を反映している。

ムーディーズは、地方自治体が財政的困難に直面した場合、日本政府が支援を提供する可能性は極めて高いと想定しており、この極めて高い支援の可能性は、地方自治体の格付において重要な要素となっている。これは、日本の中央集権的システムとリスクの社会化という歴史に基づいている。

日本政府の地方財政への強い関与によって、地方自治体レベルでのクレジットの課題は、早い段階で対処されると想定している。また、日本の地方交付税制度は、財政調整機能および財源保障機能を有し、中央政府の強い関与とともに、地方自治体が極めて困難な財政状況に陥ることを阻止している。

日本政府の地方自治体の最終的支援者としての役割と、地方財政制度への強い関与により、日本の地方自治体の格付は、日本政府の格付を超えることは出来ないと考えている。それ故、日本政府の格付の引き下げは、同時に地方自治体の格付の引き下げにつながっている。

また、広島県の格付は、同県の継続される歳出削減への取り組み、そして、慎重な資金管理方針とその実績、さらに地域経済における中国地方の拠点としての位置づけを反映している。

日本国債の格下げに影響したマクロ経済の悪化は、地方自治体の固有の信用力にも、同様にネガティブに影響した。さらに、日本政府の山積した財政課題と高い債務負担を考えると、日本政府の強固な財政的支援の維持は困難であり、また、臨時財政対策債の高水準の発行を含む地方交付税の総額決定モデルも改革が必要となると考えており、それらは、地方自治体の財政運営上、課題となって現われてくる可能性があると考えている。

格付を支える要因

広島県の格付を支える要因は次の通りである。

- » 財政健全化に向けた歳出削減への取り組み
- » 慎重な資金管理方針とその実績
- » 中国地方経済の拠点としての位置づけ

格付を圧迫する要因

広島県の格付を圧迫する要因は次の通りである。

- » 拡大が続く県債残高
- » 他の道府県同様、財政構造における限定された裁量性

格付の見通し

格付の見通しは、日本国債の見通しと同様、安定的である。

将来の格上げにつながる要因

日本国債が格上げされる場合、同様に地方自治体の格付も改善される。

将来の格下げにつながる要因

日本国債が格下げされる場合、地方自治体の格付にも同様に下方圧力が加わる。さらに、地方財政への高い監視関与を行う日本の中央集権的システムが弱まれば、地方自治体の格付に下方方向への圧力となる可能性がある。しかしながら、現在の状況下では、そのような変更は想定していない。

格付に関する詳細な検討

広島県に対する格付は、地方自治体の格付に適用されるムーディーズの複合デフォルト分析手法に基づいている。この手法に従い、広島県の固有の信用力を示すベースライン信用リスク評価(BCA)を決定した上で、同県が、デフォルトに陥る可能性が発生した場合、デフォルトを回避するために中央政府からの特別な支援が提供される可能性を織り込む。

ベースライン信用リスク評価

広島県の BCA における「5」(1 から 21 のスケールで、1 が最も低い信用リスクを示す)の評価は以下の要因による。

財政状況

広島県の財政活動は、日本の他の地方自治体同様に、普通会計、公営企業会計など様々な会計に分けられる。

2009 年度の広島県の県税収入は、対普通会計収入¹の約 39%を占め、同比率は前年度より 10 ポイント近く低下した。これは、国の経済対策による国庫支出金の拡大等を受け、普通会計収入総額が 4 年ぶりの拡大となった中で、県税収入が 3,159 億円と、対前年度比 17.9%(688 億円)減となったことによる。県税収の減少は、法人二税(2009 年度 741 億円)が、対前年度比 44.7%(599 億円)減と大幅に減少したことによる。都道府県全体でも、2009 年度の税収は、対前年度比、地方税 17.5%減、法人二税 45.9%減となっており、広島県の状況は日本の都道府県全体の姿とほぼ等しい。2010 年度も引き続き、法人二税が対 2009 年度決算比、3 割強減少し、485 億円と予想されている。

上記県税の減収は、2009 年度は、地方譲与税(対前年度比 148 億円増)、地方交付税(同 160 億円増)および臨時財政対策債を含む県債の発行(同 378 億円増)によって、相殺されている。

2009 年度の普通会計の支出規模は 4 年ぶりに拡大し、8,522 億円となった(対前年度比 673 億円増)。主に国の景気対策による積立金の増加(389 億円増)、県税の還付や選挙等による補助費等の増加(224 億円増)、また、県の景気対策としての普通建設事業費における単独事業費の増加(21 億円)による。2009 年度決算時点で、最大の支出項目は、人件費であり、対普通会計支出比 34%を占めている。次いで補助費等が 26%、普通建設事業費が 15%を占める。

同県では、2008 年度において、一般会計で 47 年ぶりに、プライマリーバランスの黒字化を達成した。ムーディーズ推計による全会計ベースでの結果でも、現金財政余剰/総歳入(%)は、2008 年度まで、堅調に改善していた。しかしながら、2009 年度は、県税の減収と景気対策による歳出拡大を受け、同指標は悪化し、また、総経常財政収支(GOB)/経常的歳入(%)の指標についても、2008 年度まで二桁台で安定して推移していた

¹ 歳入合計から地方債収入を除いたもの。普通会計の支出は歳出合計から元金償還金を除いたもの。

が、2009年度は一桁台に低下している。2010年度も、税収の減収が続いている中で、臨時財政対策債も含めた県債発行額が高水準で推移しており、ムーディーズの使用する財政指標の改善は見込めないと考えている。

このような財政指標の悪化の要因の一つとして、ムーディーズで使用する指標では、臨時財政対策債を通常の債務としてカウントしている点があげられる。

しかしながら、臨時財政対策債における後年度の交付税措置や、発行枠が大きな自治体に、より多く配分されていることも、分析上、考慮に入れており、ムーディーズでは今後の地方財政への影響および制度的動向を注視している。

広島県は新しい知事の下、2010年10月に新たに中期財政健全化計画の骨子(案)を公表した。今後の同計画の詳細と、2011年度予算において、財政健全化への取り組みがどのように盛り込まれていくのかをムーディーズでは注目していく。

債務の状況

2009年度の広島県の全会計債務は2.3兆円であり、対前年度比2.4%増となった。これは、主に普通会計債務における臨時財政対策債および退職手当債の増加による。同県において、普通会計債務が全会計債務の89%を占め、次に港湾整備事業特別会計債務が4%を占めている。

この結果、2008年度までは、債務残高の拡大ペースも低下していたが、2009年度は、臨時財政対策債および退職手当債の影響で再び上昇した。2010年度も、臨時財政対策債の大幅な拡大等により、債務は引き続き増加する見通しである。同県は、「中期財政健全化計画の骨子(案)」の中で2015年度までの県債残高の見直しを行っているが、同期間中債務残高は引き続き拡大していく見込みである。しかしながら、臨時財政残高を除くと、2009年度がピークとなり、2010年度以降減少していく見通しである。

年間の資金繰りにおいて、広島県では過去5年間、外部からの一時借入の実績はなく、歳計現金、会計間での繰替えで一時的な資金不足に対応している。2009年度末時点で、広島県は、減債基金1,437億円²、その他の基金合計で1,336億円の残高を持つ。

日本の他の公募団体と同様に、広島県の市場公募債は満期一括形式で発行され、減債基金の積み立てにより、借り換えニーズを抑制している。広島県のマーケットアクセスは、ムーディーズが格付を付与している日本の他の地方自治体同様に、非常に強固である。広島県に外債建て債務はない。

行財政運営の状況

2007年度から2009年度までは「新たな具体化方策」に沿って財政運営が行われてきた。この基本目標の一つとして一般会計の「プライマリーバランスの黒字化」が掲げられており、2008年度において黒字化を達成した。しかしながら、最終年である2009年度は、県税収の大きな落ち込み等をうけ、再度赤字となっている。

2010年8月に、広島県は現下の減収を盛り込む形で、10年の財政収支見通しの改定を行っている。この見直しをベースに、現在、同県は、2010年1月に設置した経済財政会議において新たな財政健全化方策である中期財政健全化計画(2011-2015年度)を検討し、10月にその骨子(案)を公表した。人件費の圧縮(職員数と給与費の削減)、歳入対策、政策的経費の見直しが主要な施策であり、ムーディーズでは計画の詳細に注目していく。

広島県では、2007年度から資金管理業務について外部の専門家を含めた「広島県資金管理会議」を設置し、また、内部に資金調達運用の一元管理を行う資金管理監を創設した。これにより、従来すべて預金運用していた基金の一部、国債等の債券運用に変更した。残りは、高格付金融機関の預金で運用している。2009年度より公営企業会計も含めた資金管理業務について、一元化している。

地域経済の状況

広島県は中国地方の拠点として、人口は286万人(2010年3月末時点)、約4割が広島市に集中している。

広島県の県内総生産は、12兆円であり、一人当たりで全国平均を上回る(2007年時点)。

雇用環境は、全体として厳しい状況が続くが、他地域同様、一部に改善の兆しがある。同地域の有効求人倍率、失業率などの指標は、全国平均よりも安定している。

² 広島県では、公的資金の繰上げ償還を行う際の資金として、民間資金からの借り換えを抑制するため、減債基金からの貸付(2009年度末73億円)を行っている。

国内環境

他の先進国の状況と同様に、日本の国内環境も、一人当たり GDP の高さ、その安定性、世界銀行による政府の効率性指数で上位に位置づけられていることなどが示す、システミック・リスクの低さという先進国経済の特徴を有している。全く変化がないとはいえないが、日本の地方自治体を取り巻く経済、金融、政治環境は世界で最も安定した水準にあるといえる。

制度的枠組み

日本の地方自治体は、予測可能で安定した制度的枠組みの恩恵を受けている。中央政府による地方財政の監視および財政調整制度などの制度的枠組みが、地方自治体の信用力に大きく寄与している。健全化法が2007年6月に成立し、地方自治体は、新たに加わった2つの指標を含め計4つの指標によって、財政状況を監視されることになった。これら指標が基準値を超えた場合、財政健全化計画、財政再生計画を策定し、財政の改善を行うことになる。従来の再建法に比べ、地方自治体の行動のより広い範囲を対象とした法律であり、この施行によって、地方自治体財政の監視はより網羅的に、強いものになったと考えている。

地方税収拡大への裁量性は限定されている。日本の地方自治体は、地方税法によって定められた地方税を賦課徴収するが、標準税率、制限税率などが規定され、地方自治体はその範囲の税率を採用する。制限税率は、標準税率の1.1倍から1.5倍となっている。都道府県民税、市町村税の個人分や、固定資産税などの一部の税目では制限税率が廃止されている。

また、地方自治体がそれ以外の税率を採用できない一定税率も存在する。地方税法に規定されているもの以外の税目を条例によって新設する場合は、総務大臣の同意を受けることになる。

現在、地方の財源不足に対処するため、地方交付税の振替財源として、臨時財政対策債の発行枠が地方自治体に割り振られている。特に、資金調達力がある大きな自治体には、より多くが配分されている。当該債務の元利償還金には、100%交付税措置がある。しかしながら、昨年以降、臨時財政対策債の発行額が急速に拡大しており、同債務の交付税措置も含め、現行の中央政府の地方交付税総額決定モデルの持続可能性について、ムーディーズでは注視している。

近年、地方分権改革の議論が活発である。しかしながら、民主党政権に変わり、その地方分権(あるいは地域主権)において、特に地方税財源の改革についての具体的な内容やスケジュールは明確にはなっていない。ムーディーズは、今後の議論の進展を注視している。

政府による特別な支援の可能性

広島県の Aa3 の格付は、日本政府からの非常に高い支援の可能性を反映している。地方財政システムを監督する日本政府のレピュテーションと信用リスクを社会全体で負担するという長期にわたり維持してきた日本の信用習慣から、地方自治体がデフォルトに陥る可能性が発生した場合、日本政府(Aa3, 安定的)は特別な支援を提供する可能性が非常に高いと判断している。

また、地方自治体と中央政府のデフォルト相互連関性は、その財政移転、税源の重複度合い、経済統合により、非常に高いと評価している。

ベースライン信用力評価スコアカードの結果

BCA スコアカード(下記参照)は、4を示しており、格付委員会が評価した5と非常に近い。

BCA スコアカードは、量的および定性的な指標により BCA の評価を推定するものであり、格付委員会において地方自治体の信用力を評価する際に参考にされる。スコアカードに使われている指標は地方自治体固有の信用力を判断するために効果的であると考えているが、スコアカードが示す結果は格付委員会の実際の判断に置き換えられるものではないし、自動的に評価がなされたり変更されたりするものではない。同時に、スコアカードの結果は既存データからみた過去の状況でしかなく、信用力評価は将来的意見である点からも、限定的なものでしかない。さらにスコアカードで利用している指標の数は、分析において利用している数々の定量的指標のごく一部でしかない。それでも、スコアカードが捉える状況は、参考資料として意味のあるものであり、スコアカードによる結果が最も高いランクを示す発行体であれば、高い評価が期待されるであろう。

ムーディーズのサブ・ソブリン格付について

ナショナル・スケール・レーティングおよびグローバル・スケール・レーティング

ムーディーズのナショナル・スケール・レーティング(NSRs)は特定の国の中での発行体および債務の相対的な信用力の尺度となるもので、これにより市場参加者が相対的なリスクを差別化できる。NSRs は、ムーディーズのグローバル・スケール・レーティングとは異なり、それ故、ムーディーズのグローバル・スケール・レーティングを付与した発行体と比較はできない。単に特定の国の中での NSRs が付与された発行体および債務との比較となる。NSRs の表記は、".nn"が付加されており、たとえば、メキシコであれば、".mx"が付加される。ナショナル・スケール・レーティングに関するムーディーズのアプローチに関する情報は、"Mapping Moody's National Scale Ratings to Global Scale Ratings." (2010年8月発刊)を参照されたい。

ムーディーズの発行体および債務に対するグローバル・スケール・レーティングを用いることで、投資家は発行体の債務の信用力を特定の国の中だけでなく、世界の他の発行体/債務と比較することができる。この格付は、経済の変動性を含む当該国に関するあらゆるリスクを織り込んだものである。

外貨建て債務のカントリー・シーリング

ムーディーズは、格付対象債務が所在する全ての国(あるいは通貨圏)に、外貨建て債務のカントリー・シーリングを付与している。カントリー・シーリングは通常、その国または通貨圏の通貨規制を受ける事業体が発行する外貨建て証券に付与される最高の格付水準を示す。ほとんどの場合、シーリングは政府の外貨建て債に付与されている(あるいは付与され得る)格付と同水準となる。ただし、政府介入リスクがシーリングに示されるより低いと判断される固有の特性をもつ外貨建て証券については、カントリー・シーリングを越える格付が認められることがある。そうした特性は、発行体固有のものか、外貨危機に見舞われた場合に政府がとるとみられる政策に関するムーディーズの見方に関連するものである。

ベースライン信用リスク評価

ムーディーズによるベースライン信用リスク評価は、地方政府固有の信用力を織り込み、サポートを提供する政府からの補助金および政府間移転を考慮に入れたものである。実際には、ベースライン信用リスク評価は、地方自治体が特別なサポートを必要とする可能性を表す。

特別なサポート

特別なサポートは、地方政府のデフォルトを回避するため、サポートを提供する政府がとる行動と定義され、具体的には、正式な保証、直接的な資本注入、必要な資金を調達するための貸し手との交渉への関与など様々な形態がある。特別なサポート提供の可能性は、「低い」(0%-30%)、「中程度」(31%-50%)、「高い」(51%-70%)、「非常に高い」(71%-95%)、「全面的なサポートが期待できる」(96%-100%)のいずれかに分類される。

デフォルト相関関係

デフォルト相互連関は、2 債務者の信用プロフィールが、完全ではないが相関関係にある可能性を示す。完全な相関関係にない場合、複合デフォルト分析を適用した結果が大きく異なる可能性がある。2 債務者間のデフォルト相関が 100%ではない場合、両者が同時にデフォルトに陥る可能性は、どちらか一方が単独でデフォルトに陥る可能性よりも小さいことが直感的にわかる。

地方自治体への複合デフォルト分析の適用において、デフォルト相互連関は地方政府と支援を提供する上位政府が、情勢の悪化から同時に影響を受け、デフォルトに陥る傾向を表している。上位政府が地方政府に特別なサポートを提供しデフォルトを回避する能力は、上位政府と地方政府のソルベンシーに左右される。両債務者のベースラインのデフォルトリスクの相関性が高いほど、両者間のサポートから得られる恩恵は少なくなる。異なる政府レベル間において経済的關係が緊密である、および(または)税源基盤が重複する、および(または)財政移転が大きい場合、概してデフォルト相互連関は中程度または高いと評価される。

デフォルト相互連関は、低い(0%-30%)、中程度(31%-50%)、高い(51%-70%)、非常に高い(71%-100%)のいずれかに分類される。

スコアカード

BCA スコアカード 2009 年度	値	スコア	サブ要因 ウェイト	サブ要因 合計	ウェイト	総計
国内環境						
一人当たり GDP(購買力平価ベース)(\$US)[1]	33,124	1	50.0%			
GDP の変動性	3.0	3	25.0%	2.00	50.0%	1.00
政府の効率性	1.26	3	25.0%			
制度の枠組み						
予測可能性、安定性、迅速な対応	1	1	50.0%			
財政の柔軟性 (A)	7.5	7.5	16.7%	5.50	10.0%	0.55
財政の柔軟性 (B)	7.5	7.5	16.7%			
財政の柔軟性 (C)	15	15	16.6%			
財政状況と実績						
利払い/経常的歳入 (%)	4.8	6	33.3%			
現金財政余剰(必要額)/総歳入 (%)	-1.4	9	33.3%	7.00	10.0%	0.70
総経常的財政収支/経常的歳入 (%)	9.3	6	33.3%			
純運転資本/総歳出 (%)						
債務状況						
純直接・保証債務/経常的歳入 (%)	271.0	15	50.0%			
短期債務/純直接債務 (%)	5.6	1	25.0%	10.00	10.0%	1.00
純債務の変動率/経常的歳入	1.0	9	25.0%			
行財政運営の状況						
財政運営	1	1	40.0%			
投資と債務管理	1	1	20.0%			
透明性と開示 (A)	7.5	7.5	15.0%	2.95	10.0%	0.30
透明性と開示 (B)	7.5	7.5	15.0%			
機関能力	1	1	10.0%			
地域経済のファンダメンタルズ						
一人当たり GDP(購買力平価ベース)の推計値 (\$US)	36,162	1	100.0%	1.00	10.0%	0.10
合計[2]						3.64
[1]2009 年度 GDP は見込み値による弊社推計						
[2]1.49 以下は BCA1 となる。1.49 より大きく、2.49 以下は 2 となる。2.49 より大きく 3.49 以下は 3 となる。以下同様。						

ムーディーズ・ジャパン株式会社
〒105-6220
東京都港区愛宕2丁目5-1
愛宕グリーンヒルズ MORIタワー 20F

Report Number: CO314 (Japanese)

著者
丹羽 由夏
山本 沙織

シニア・エディター
河合 久美子

プロダクション・アソシエイト
高瀬 美紀

Copyright 2010 Moody's Investors Service, Inc.及び/又は同社のライセンサー及び関連会社(以下「MOODY'S」と総称します。)
All rights reserved.

信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、ムーディーズ・ジャパン株式会社(以下「MJKK」といいます。)の現時点の意見です。MJKK は、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動性リスク及びその他のリスクについて言及するものではありません。信用格付は、現在又は過去の事実を示すものではありません。信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。信用格付は、特定の投資家にとっての投資の適切性について論評するものではありません。MJKK は、投資家が、購入、保有、又は売却を検討する各証券について投資家自身で研究・評価するという期待及び理解の下で、信用格付を発行します。

ここに記載する情報はすべて、著作権法を含む法律により保護されており、いかなる者も、いかなる形式、方法、手段によっても、これらの情報(全部か一部かを問いません。)を、MOODY'S の事前の書面による同意なく、複製その他の方法により再製、リパッケージ、転送、譲渡、頒布、配布、転売することはできず、また、これらの目的で再使用するために保管することはできません。ここに記載する情報は、すべて MOODY'S が正確かつ信頼しうると考える情報源から入手したものです。しかし、人的及び機械的誤りが存在する可能性、並びにその他の事情により、MOODY'S はこれらの情報をいかなる種類の保証もつけることなく「現状有姿」で提供しています。MOODY'S は、信用格付を付与する際に用いる情報が十分な品質を有し、またその情報源が MOODY'S にとって信頼できると考えられるものであること(独立した第三者がこの情報源に該当する場合もある。)を確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、MOODY'S は監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。MOODY'S はいかなる状況においても、またいかなる者又は法人に対しても、以下の(a)及び(b)について一切責任を負いません。

(a) これらの情報の入手、収集、編纂、分析、解釈、伝達、公表又は配布に関する誤り(過失によるか、その他の原因によるかを問いません。)又はその他の状況若しくは偶発事象(MOODY'S、あるいはその取締役、役員、従業員あるいは代理人の支配力が及ぶか及ばないかを問いません。)に(全部、一部を問わず)起因し、由来し、若しくは関係する損失又は損害。

(b) MOODY'S が事前に当該損害の可能性について助言を受けていた場合においても、これらの情報の使用により又は使用が不可能であることにより発生する、あらゆる種類の直接的、間接的、特別、二次的、補償的、又は付随的損害(逸失利益を含みますがこれに限定されるものではありません。)

ここに記載される情報の一部を構成する格付、財務報告分析、予測、及びその他の見解(もしあれば)は、MOODY'S の意見の表明であり、またそのようなものとしてのみ解釈されるべきであり、これによって事実を表明し、又は証券の購入、売却若しくは保有を推奨するものではありません。ここに記載する情報の各利用者は、購入、保有又は売却を検討する各証券について、自ら研究・評価しなければなりません。MOODY'S は、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、(明示的、黙示的を問わず)いかなる保証も行っていない。

MJKK は、ムーディーズ・グループ・ジャパン合同会社の完全子会社であり、同社は、Moody's Corporation (以下「MCO」といいます。)の完全子会社である Moody's Overseas Holdings Inc.の完全子会社です。MJKK は日本の金融商品取引法の下で金融庁に登録された信用格付業者であり、登録番号は金融庁長官(格付)第2号です。

MJKK は、MJKK が格付を行っている債券(社債、地方債、債券、手形、CPを含みます。)及び優先株式の発行者の大部分が、MJKK が行う評価・格付サービスに対して、MJKK による格付の付与に先立ち、20万円から約3億5,000万円の手数料を MJKK に支払うことに同意していることを、ここに開示します。また、MCO 及び MJKK は、MJKK の格付及び格付過程の独立性を確保するための方針と手続きを整備しています。MCO の取締役と格付対象会社との間の何らかの利害関係の存在、及び MJKK から格付を付与され、かつ MCO の株式の5%以上を保有していることを SEC に公式に報告している会社間の何らかの利害関係の存在に関する情報は、MOODY'S のウェブサイト www.moody.com 上に「Shareholder Relations-Corporate Governance-Director and Shareholder Affiliation Policy」という表題で毎年、掲載されます。

本書のオーストラリアでの公開は、オーストラリア金融サービス認可番号 336969 を有する MOODY'S の関連会社である Moody's Investors Service Pty Limited ABN 61 003 399 657 によって行われます。本文書は(2001年会社法761G条の定める意味における)「ホールセール顧客」のみへの提供を意図したものです。オーストラリア国内から本文書に継続的にアクセスした場合、MOODY'S に対して、「ホールセール顧客」であるか又は「ホールセール顧客」の代表者として本文書にアクセスしていること、及び、貴殿又は貴殿が代表する法人が、直接又は間接に、本書又はその内容を(2001年会社法761G条の定める意味における)「リテール顧客」に配布しないことを表明したことになります。

本信用格付は、発行者の信用力又は債務についての意見であり、発行者のエクイティ証券又はリテール投資家が取得可能なその他の形式の証券について意見を述べるものではありません。リテール投資家が、本信用格付に基づいて投資判断をするのは危険です。もし、疑問がある場合には、フィナンシャル・アドバイザーその他の専門家に相談することを推奨します。